

公安委員会	警察庁長官に対する開示請求の決定	平成23年11月24日
説明資料No. 1	について(行政機関情報公開法関係)	総務課

(略)

1 増員の概要

東日本大震災に伴う岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対処するため、警察法施行令が改正され、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の警察官が下記の通り増員された。

平成23年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成24年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成25年度	岩手県	70人
	宮城県	175人
	福島県	295人
	計	540人

平成26年度以降の増員数は、被災地の復旧・復興状況を踏まえて、今後、決定。

2 増員された警察官の任務

- ・ 被災地の安全・安心を確立するためのパトロール
- ・ 被災地の交通の安全と円滑を確保するための業務
- ・ 震災に乘じた犯罪の取締り

3 今後の予定

- ・ 上記3県において、警察官の定員を定める条例を改正する（12月県議会の見込み）。
- ・ 被災地においては、直ちに実働力を有する警察官の増員が必要であることから、皇宮警察及び全国の都道府県警察の警察官を特別出向させる（1月下旬ころから特別出向を開始する見込み）。
- ・ 特別出向開始後、3県警察において、順次、警察官を新規に採用し、特別出向者数を減少させる。

4 増員後の特別派遣

福島県における原子力災害警備関係の部隊について派遣を継続するほか、被災県の要望を踏まえつつ調整。

公安委員会	第10回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び検査官会議の開催について	平成23年11月24日 少保安課
説明資料No. 3		

1 趣旨

日本人による児童買春や児童ポルノ製造等の国外犯が懸念される東南アジアにおける、児童の商業的・性的搾取、人身取引事犯に係る国際検査協力の強化等を目的に、平成14年から、関係各国の警察職員やNGOを招へいし、国際的な取組の現状等に関するプレゼンテーションを中心とした「セミナー」、警察職員との意見交換等を行う「検査官会議」を実施しているもの。

2 第10回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー

(1) 開催日時・場所

平成23年11月29日（火）午後1時30分から午後6時10分までの間
三田共用会議所

(2) 主催

警察庁、（財）社会安全研究財団及び（公社）全国少年警察ボランティア協会

(3) 参加者

- ・ カンボジア、インドネシア、フィリピン及びタイの国家警察並びにフィリピン及びタイのNGO代表者等
- ・ 都道府県警察の福祉犯及び人身取引事犯の検査担当者、在京の大天使館員、関係府省庁職員、関係団体並びに一般からの傍聴希望者

(4) セミナーの内容

児童買春・児童ポルノ事犯、人身取引事犯に対する日本及び参加国の取組についてのプレゼンテーションを実施

3 第10回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する検査官会議

(1) 開催日時・場所

平成23年11月30日（水）午前9時30分から午後4時30分までの間
三田共用会議所

(2) 主催

警察庁

(3) 参加者

- ・ カンボジア、インドネシア、フィリピン及びタイの国家警察等
- ・ 都道府県警察の福祉犯及び人身取引事犯の検査担当者

(4) 検査官会議の内容

- 特別講演及び関係県警察によるプレゼンテーション
 - ・ 米国大使館国土安全保障省駐日代表による特別講演
 - ・ 日本における児童ポルノ・人身取引事犯の検挙事例
- 各国の検査実態、検査協力の在り方等について、招へい国検査機関と日本警察との分科会検討及び全体会報告

4 最近の検挙事例

フィリピン共和国における児童買春等事件（警視庁）

会社員男性（当時59歳）は、平成17年11月、フィリピン国内のホテルにおいて、買春を周旋する者に対し対償を供与して、フィリピン人女子児童（当時15歳）と性交し、その場面を撮影して児童ポルノを製造した。

（平成23年2月通常逮捕）

1 目的

多年にわたり暴力追放運動に尽力し、暴力団犯罪等の防止に多大な功労があった方及び団体に対し、表彰等を行うことにより、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るもの。

※ 本大会は平成5年から開催されており、今年で19回目。

2 開催日時

平成23年11月29日（火） 午後2時00分～午後4時30分

3 場所

明治記念館（東京都港区元赤坂2-2-23）

4 主催

全国暴力追放運動推進センター、警察庁、都道府県暴力追放運動推進センター及び都道府県警察

5 後援

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、（社）日本経済団体連合会、日本弁護士連合会、（財）社会安全研究財団、（公社）全国少年警察ボランティア協会（20団体）

6 式次第

(1) 第一部（表彰式）

- 主催者あいさつ
 - ・ 全国暴力追放運動推進センター会長
 - ・ 警察庁長官
- 来賓祝辞
 - ・ 国家公安委員会委員長
 - ・ 日本弁護士連合会会長
- 内閣総理大臣メッセージ
- 来賓紹介
- 表彰
 - ・ 暴力追放功労者表彰 71人
 - ・ 暴力追放功労団体表彰 11団体
 - ・ 暴力追放功労特別表彰 2団体
 - ・ 暴力追放功労職員表彰 13人
 - ・ 暴力追放ポスター・標語最優秀賞表彰 2人
- 大会宣言

(2) 第二部（講演）

講演者

弁護士（日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長）

村上泰氏

演題：反社会的勢力排除のための実践的活動

公 安 委 員 会	オウム裁判の終結とオウム真理教の 動向について	平成23年11月24日
説明資料No. 5		公 安 課

1 オウム裁判の終結

- 11月21日、地下鉄サリン事件等に関与したオウム真理教（以下「教団」という。）元幹部・遠藤誠一被告の上告が棄却。
- これにより、教団による一連の事件の刑事裁判は、松本智津夫死刑確定者の逮捕から16年余を経て終結。
- 一連の事件では189人が起訴され、このうち無期懲役以上を求刑された20人の裁判結果は、死刑13人、無期懲役5人、懲役20年1人、懲役17年1人。
- なお、警察庁指定特別手配被疑者3人は、依然として逃走中であり、組織の総力を挙げて追跡捜査を鋭意推進中。

2 教団の動向

裁判終結を受け、教団は自派のウェブサイトにコメントを掲載（11/21現在）

(1) 主流派

警察庁指定特別手配被疑者3人に対して出頭を呼び掛ける一方、

- ・ 指名手配3人は裁判すら始まっておらず、「事案の真相を明らかにする」作業を放棄すべきではない
- ・ 再審請求している者もおり、見切り発車で死刑執行を急げば、社会に対して取り返しのつかない禍根を残す

などと、松本を始めとする13人の死刑確定者等に対する刑の執行をけん制。

(2) 上祐派

一連の事件の被害者・遺族に対するお詫びを述べた上、

- ・ 事件に関与しなかった信者の思想的・宗教的責任についても探求する
- ・ 反省と総括を深め、社会に還元することを約束する

などと、観察処分を免れるために進めている「松本からの脱却」をアピール。

3 今後の課題

一連のオウム裁判の終結に伴い、信者らが松本の死刑執行に対して危機感を抱くなどにより、違法行為を引き起こす可能性も否定できないことから、警察としては、教団の動向に関する情報収集と警戒警備をより一層強化するとともに、違法行為の厳正な取締り等必要な対策を推進し、違法事案の未然防止と国民の不安感の解消に最大限努める。

公安委員会

説明資料No. 6

東日本大震災に伴う

警察措置について

平成23年11月24日

警備課

1 被害状況 (11月23日現在。以下同じ。)

死者：15,840人、行方不明者：3,611人、負傷者：5,950人

※ 行方不明者数は、各被災自治体による精査等により、7月下旬時点
で約5,000人であったものが、現在は3,600人台にまで減少。

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約84,700人の警察官を派遣。
- 約5,200人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約1,600人（岩手約200人、宮城約600人、福島約800人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 26,200人	約 33,400人	約 25,100人	約 84,700人
人・日(延べ)	約246,000人	約305,600人	約235,300人	約786,900人

4 主な災害警備活動**○ 行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約80人（特派による捜索活動は22日で終了）、宮城県警察では約60人、福島県警察では約20人の態勢（自県のみ）で捜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約250人態勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。
- ・ 警戒区域内の治安対策として、検挙を目的とした特別機動捜査派遣部隊及び県内部隊の投入、地域警察特別派遣部隊によるパトロール、貴重品・財産の持出の促進支援等を実施。

○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約95%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃搜査、事件発生時の初動捜査を強化。

○ 被災3県における運転免許失効状況

運転免許証の有効期限の特例措置対象者のうち免許を失効させた者に對し、被災3県警察において、特定失効制度についての個別連絡を実施中。

	岩手県	宮城県	福島県	合計
特例措置対象者数	98,316	150,622	143,418	392,256
失効者数(11/17現在)	3,436	4,989	6,452	14,877
既連絡者数(11/17現在)	1,944	4,365	701	7,010
既連絡率	56.6%	87.5%	10.9%	47.1%
失効者数(8/31現在)	3,600	5,363	6,734	15,697